

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故において、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件について

令和元年9月24日  
経済産業省産業保安グループ  
製品安全課製品事故対策室

消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号。以下「消安法」)第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において、製品起因か否かが特定できていない事故として公表した案件のうち別紙については、消費経済審議会製品安全部会『令和元年度第1回製品事故判定第三者委員会』における審議の結果、原因究明調査を行ったものの製品に起因して生じた事故かどうか依然として不明であると判断したので、製品安全に資する情報提供の観点から、不明の理由を付して公表することとします。

なお、事故原因は不明であるため、今後の事故の発生について注視し、必要に応じて対応を行うこととしています。

※詳細は別紙のとおりです。

#### 【参考】消安法

(内閣総理大臣への報告等)

#### 第35条

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件(案)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A201600266 平成28年8月6日(東京都) 平成28年8月22日	電気掃除機	SV07	ダイソン株式 会社	(火災) 当該製品を充電中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品は、バッテリーパックが著しく焼損していた。 ○バッテリーパック内部の基板は著しく焼損し、基板中央部が焼失し、トランジスター等の複 数の電気部品が脱落していた。 ○バッテリーパック内部のリチウムイオン電池セル6個に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の充電器の外観及び出力に異常は認められなかった。 ○モーター回転軸に固着は認められず、モーター基板は焼損はしていなかった。 ○バッテリーパック側面にはスリット状の通気口が設けられていた。 ○事故発生2日前に使用者が当該製品のフィルター及びダストボックスを洗浄した際、当該 製品に水が掛かった。 ●当該製品はバッテリーパック内部の基板上でトラッキング現象が生じて出火したものと推 定されるが、基板の焼損が著しく、一部が焼失して確認できなかったことから、製品起因か否 かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
2	A201600640 平成29年1月17日(千葉県) 平成29年1月31日	電動アシスト 自転車	BE- ENE635M2	パナソニック サイクルテッ ク株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○使用者は、バッテリーパックを半年前に充電した後、1度だけ乗車して、バッテリーパックを 当該製品に装着したまま保管していたところ、バッテリーパックから出火しているのを発見し た。 ○当該製品のバッテリーパックは、フレームの取付部から落下しており、樹脂製の外郭は焼 失していた。 ○モーターユニット上方に、溶融した樹脂の付着が認められた。 ○バッテリーパック内部の制御基板は焼損が著しく、大部分の部品は焼失していた。 ○リチウムイオン電池セル間を接続している板金に出火の痕跡は認められなかった。 ○電池セルは、1本に防爆弁の開放、2本に外装缶の穴空き、3本にカシメ部の欠損、3本に 外装缶のへこみが認められた。 ○バッテリーパックと接続する当該製品側のコネクタ(オス)及びコネクタに結線されてい る配線に、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、バッテリーパック内部のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したも のと推定されるが、バッテリーパックの焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況も不明のた め、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
3	A201600705 平成29年1月(東京都) 平成29年2月21日	電気こんろ	SIH-C224A	三化工業株 式会社	(火災) 当該製品を汚損し、周辺を焼 損する火災が発生した。	○使用者は当該住宅への入居準備中であり、当該製品を使用したことはなく、事故発生時は 不在であった。 ○当該製品のラジエントヒーター上に置かれていた樹脂製トレイとトレイ上の可燃物等が焼 損していた。 ○トッププレート、操作部及び本体内部に異常は認められなかった。 ○ラジエントヒーターの動作を確認したところ、異常は認められなかった。 ○電源スイッチは、自動オフ機能を備えていなかった。 ○加熱スイッチは電源スイッチに隣接して配列されており、電源スイッチがオンの状態で1秒 以上押されるとオン状態となるが、5秒以上押し続けると通電を停止する構造であった。 ○事故発生現場では、猫(2匹)が放し飼いにされていた。 ●当該製品のスイッチが意図せず入ったため、ラジエントヒーターが通電状態となり、上に置 いていた可燃物が出火したものと考えられるが、事故発生時の詳細な使用状況等が不明で あり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
4	A201600772 平成29年2月24日(東京都) 平成29年3月21日	照明器具	HH4800X	松下電工株式会社(現 パナソニック株式会社)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源をオン/オフ操作した際に出火し、カバーが溶融して落下した。 ○当該製品は、樹脂製カバーの中央部が焼損し穴が空いていた。 ○内部プリント基板の電気部品に焼損等の異常は認められなかった。 ○取付アダプターと本体を接続する電源線には複数回のねじれが認められ、断線しており、断線部先端に溶融痕が認められた。 ○電源線の断線部から負荷側のコネクターまでの線材及び端子は焼失していたが、コネクター外郭樹脂は当該製品本体に残存し、焼損は認められなかった。 ○当該製品は、事故の前日にちらつきが発生したので、使用者がカバーを外そうとしたが外れなかった。 ●当該製品の取付アダプターの電源線が短絡したため、出火に至ったものと推定されるが、事故発生以前の詳細な状態が不明であり、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
5	A201600791 平成29年3月12日(千葉県) 平成29年3月28日	電気冷温風機	HP01	ダイソン株式会社	(火災) 当該製品を延長コードに接続して使用していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源プラグは、1口の延長コードを介して壁コンセントに接続されていたが、事故発生時の動作状況は不明であった。 ○電源プラグが著しく焼損していた。 ○電源プラグの栓刃及び電源プラグに接続されていた延長コードのコードコネクターボディは使用者によって廃棄されており、確認できなかった。 ○電源プラグ部以外に異常は認められず、電源コードを交換したところ、問題なく動作した。 ○取扱説明書には、「延長コードを使用しない。電源コードが異常発熱して火災の原因になる。」旨、記載されている。 ●当該製品の電源プラグと延長コードのコードコネクターボディの接続部付近で異極間短絡が生じて電源プラグの樹脂部が炭化し、焼損したものと考えられるが、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
6	A201700026 平成29年3月12日(埼玉県) 平成29年4月13日	携帯電話機 (スマートフォン)	iPhone 6s MKQQ2J/A	Apple Japan 合同会社	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、他社製充電器及び他社製ケーブルを接続して充電されていた。 ○当該製品の焼損は著しく、アルミ製カバーの背面上側が溶融しており、内蔵リチウムイオン電池セルが露出していた。 ○リチウムイオン電池セルは著しく焼損し、出火の痕跡の有無は確認できなかった。 ○内部の基板及び電池セルの保護回路基板は著しく焼損し、出火の痕跡の有無は確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、詳細な状況が確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
7	A201700098 平成29年4月23日(大阪府) 平成29年5月23日	バッテリー(リチウムポリマー、模型用)	YB-L400A	株式会社ヨコモ	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は著しく焼損し、外装樹脂ケースが焼失していた。 ○内蔵のリチウムポリマー電池セル2個は著しく焼損し、1個の電池セルの電極板は焼失して、焼損著しい部分で小さな溶融痕が多数認められた。 ○当該製品を接続していた充電器に出火の痕跡は認められなかった。 ○バランスコネクターは充電器に接続されていたが、当該製品側の配線は断線し、接続状況の確認はできなかった。 ●当該製品のリチウムポリマー電池セルが内部短絡して異常発熱し出火したものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
8	A201700163 平成29年6月6日(大阪府) 平成29年6月23日	電気あんか	MA-40B	森田電工株式会社(現 株式会社ユーイング)	(火災、重傷1名) 施設で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が重傷を負った。	○使用者が当該製品を腰から背中付近に敷いて使用していたところ、着衣の背中に着火した。 ○本体側電源コード根元のコードプロテクターが欠損しており、本体から約4cm付近で電源コードの芯線の片側が断線し、絶縁被覆が焼失していた。 ○本体ケース内部に焼損は認められず、内部の電気部品に異常は認められなかった。 ○当該製品は、製造から30年経過しており、事故発生の4か月前に中古品として購入されたものであった。 ●当該製品は、電源コードの芯線が半断線したことで、スパークを生じて出火したものと推定されるが、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
9	A201700164 平成29年5月13日(大阪府) 平成29年6月23日	携帯電話機 (スマートフォン)	SC-04F(株 式会社NTT ドコモブラン ド)	サムスン電 子ジャパン 株式会社(株 式会社NTT ドコモブラン ド)	(火災) 当該製品を充電中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○使用者が当該製品の充電を開始してから約2時間30分後、破裂音とともにバッテリーパ ックが本体から飛び出し出火した。 ○当該製品の背面カバーの一部が溶融、破損し、バッテリーパックが著しく焼損していた。 ○パック内のリチウムイオン電池セルの電極は中央部付近で周期的に焼損していた。 ○パック内部の基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品本体に割れ、変形等、強い衝撃が加わった痕跡は認められず、同等品のバッテ リーパックを取り付けたところ正常に動作した。 ○当該製品は使用者によりバッテリーの脱着が可能な機種であったが、これまでにバッテ リーパックの交換及びバッテリーカバーの脱着は行っていないとの申出内容であった。 ●当該製品はバッテリーパック内部のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したもの と推定されるが、電池セルの焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至 らなかった。	
10	A201700186 平成29年6月12日(大分県) 平成29年6月30日	エアコン(室外 機)	MSZ-DX28J	三菱電機株 式会社	(火災) 当該製品の内部部品を焼損 する火災が発生した。	○当該製品は故障してファンモーターが動かない状態だったため、修理業者が確認のため 天板を外したところ、数十秒後にインバーター基板付近から出火した。 ○インバーター基板上的ファンモーター駆動用パワー素子、ファンモーター駆動用IC付近が 焼損しており、ファンモーター駆動用パワー素子が著しく焼損していた。 ○パワー基板やファンモーター等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○インバーター基板上に故障履歴としてファンモーター停止異常履歴が記録上限の255回分 記録されていたが、詳細な使用状況は特定できなかった。 ●当該製品のファンモーター駆動用パワー素子から出火したものと推定されるが、パワー素 子の焼損が著しく、また、修理業者の作業内容及び故障履歴の詳細が不明のため、製品起 因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間：15年
11	A201700218 平成29年6月15日(大阪府) 平成29年7月18日	携帯電話機 (スマートフォン)	HTV32(KD DI株式会社 auブランド)	HTC NIPPON株式 会社(KDDI 株式会社 auブランド)	(火災) 当該製品を充電中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品のケース上部が大きく開口し、内蔵のリチウムイオン電池セルが本体外へ飛び 出していた。 ○電池セルの右側面にへこみがあり、へこみを起点とした出火の痕跡が認められ、電極が 電池セルのへこみに対応する箇所欠損していた。 ○バッテリーパック等の金属固定板が、電池セルのへこみと同じ箇所、電池セル側に向 かって凸状に変形していた。 ○パック内部の制御基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品本体に出火の痕跡は認められなかったが、裏ケースには落下によると思われる 傷やへこみが認められた。 ○使用者は当該製品を落下させたことはあるが、画面が割れる等の衝撃を与えたり、分解や 改造を行ったりはしていないとの申出内容であった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが内部短絡して出火したものと推定される が、電池セルの焼損が著しく、外力による影響も考えられることから、製品起因か否かを含 め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
12	A201700245 平成29年7月12日(東京都) 平成29年7月28日	電気炊飯器	NJ-G6S(三菱電機ホーム機器株式会社ブランド)	三洋電機株式会社(三菱電機ホーム機器株式会社ブランド)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○使用者は、日常的に電源プラグを抜き差ししていた。</li> <li>○当該製品は電源プラグ部のみ焼損しており、コードリールを交換後、正常に動作した。</li> <li>○電源プラグ内部のカシメ部付近で芯線が断線し、断線部に溶融痕が認められた。</li> <li>○電源プラグの栓刃と芯線のカシメ部は残存していたが、詳細な確認はできなかった。</li> <li>○電源プラグの根元部分で芯線の一部にねじれと断線が認められた。</li> <li>●当該製品は電源プラグ内部において、芯線の断線、スパークが生じて内部の樹脂を徐々に炭化させ、トラッキング現象により出火に至ったものと考えられるが、芯線が断線した原因は不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	
13	A201700271 平成29年7月11日(神奈川県) 平成29年8月8日	携帯電話機 (スマートフォン)	iPhone6 MG4F2J/A	Apple Japan 合同会社	(火災) 事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品を机の上に置いていたところ、発煙した。</li> <li>○当該製品外観は、液晶パネルにひび割れがあり、上面の嵌合が破損して隙間が空いた状態であった。</li> <li>○本体四角にへこみ、傷又は著しい破損は認められなかった。</li> <li>○内蔵リチウムイオン電池セルは上側面が開口しており、外装の表面には上側面から波状のひずみが発生し著しく焼損していた。</li> <li>○電池セルの取付け状態等、詳細な焼損状況は確認できなかった。</li> <li>○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</li> <li>●当該製品のリチウムイオン電池セルが内部短絡したため、異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、事故発生以前の詳細な使用状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	
14	A201700364 平成29年8月29日(千葉県) 平成29年9月15日	ノートパソコン	dynabook RZ73/CB	株式会社東芝(現: Dynabook株式会社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品は著しく焼損し、原形をとどめていなかった。</li> <li>○当該製品が置かれていた机上では、他社製のリチウム電池内蔵充電器が充電されていた。</li> <li>○事故発生現場から著しく焼損したリチウムイオン電池セル4個が回収されたが、当該製品又は他社製リチウム電池内蔵充電器のどちらに内蔵されていた電池セルかは特定できなかった。</li> <li>●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	・A201700451(リチウム電池内蔵充電器)と同一事故
15	A201700366 平成29年8月15日(大阪府) 平成29年9月19日	電気湯沸器	PVW-A300	タイガー魔法瓶株式会社	(重傷1名) 当該製品を使用中、当該製品からお湯が噴出し、火傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○使用者が当該製品を使用していたところ、蓋が開いて湯が噴出したとの申出内容であった。</li> <li>○当該製品は、電動式給湯レバーが破損しており、外郭側面に大きなへこみと、上蓋のヒンジ部と本体底部に傷がある状態であった。</li> <li>○タンク内の満水目盛りよりも13mm上まで茶色に変色していた。</li> <li>○当該製品の蓋の嵌合状態は確認できなかった。</li> <li>○同等品を用いてタンク内の水位を満水目盛りよりも25mm上(ほぼ容器全てに水が満たされている状態)まで給水し、湯沸かしを行ったところ、湯沸かし中に吐出口及び蒸気口から湯が約380ml吹きこぼれたが、蓋が開くことはなかった。</li> <li>○取扱説明書には、「タンク内に満水目盛り以上の水を給水すると、吹きこぼれや火傷の原因となる。」旨、記載されていた。</li> <li>●当該製品のタンク内において、満水目盛を超える位置まで給水されていた痕跡が認められたが、事故発生時の詳細な使用状況が不明であり、蓋の嵌合状態を確認できず、蓋が開く状況が再現しなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
16	A201700417 平成29年9月15日(滋賀県) 平成29年10月12日	電気冷蔵庫	DR-T23BW	大宇販売株式会社	(火災、死亡1名) 建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	○当該製品は著しく焼損しており、金属部品だけが残存していた。 ○当該製品の残存する電源コード及び内部配線は、絶縁被覆が全て焼失して数箇所断線していたが、断線部に溶融痕は認められなかった。 ○コンプレッサー及び始動リレーに異常は認められなかった。 ○コンデンサー、除湿タイマー、ファンモーター及び庫内灯は確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、コンデンサー等の確認できない部品もあったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
17	A201700422 平成29年9月17日(東京都) 平成29年10月13日	延長コード	HS-T1153W	株式会社 オーム電機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の可動式電源プラグ部が焼損しており、栓刃の片極が可動部のカシメ部から脱落していた。 ○脱落した栓刃及び栓刃間の可動部樹脂の確認はできなかった。 ○栓刃が脱落した極の栓刃可動部に炭化物の付着等、異常発熱の痕跡が認められた。 ○当該製品が接続されていた壁コンセントは、片極の刃受金具に広がり認められた。 ●当該製品の電源プラグの栓刃可動部が異常発熱し、焼損したものと推定されるが、栓刃等の部品が確認できず、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
18	A201700435 平成29年10月3日(千葉県) 平成29年10月19日	電気洗濯乾燥機	BD-SV110AL	日立アプライ アンス株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故当日、使用者は洗濯乾燥コースで洗濯を開始後に外出しており、事故発生時、住宅は無人であった。 ○当該製品は、操作パネル、ドア、天板、正面下部の外郭樹脂、天板上の洗濯物及び洗濯ドラム内の洗濯物が焼損していた。 ○PTCヒーター、メインモーター、循環ポンプモーター等に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源基板、内部配線及び電源コードに出火の痕跡は認められなかった。 ○操作パネル及び表示基板は著しく焼損し、出火の痕跡の有無は確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、事故発生時の詳細な状況が不明であり、焼損が著しく確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
19	A201700450 平成29年10月7日(神奈川県) 平成29年10月25日	換気扇(床下用)	PF-180BC	エス・デイ・ケイ株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は床下循環用の換気扇であり、別の排気用換気扇と一緒に床下に設置することで床下空気の循環及び外への排気を行うことができる製品である。 ○当該製品は併用すべき排気用の床下換気扇が設置されていない状態で16年間、1日に6時間稼働していた。 ○当該製品は全体的に著しく焼損しており、外郭樹脂及びコンデンサーは原形をとどめていなかった。 ○ファンモーターは焼損しており、軸は固着していた。 ○内部配線が断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○内部配線接続部の端子、外部配線接続部の端子、温度ヒューズは確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:16年
20	A201700451 平成29年8月29日(千葉県) 平成29年10月26日	リチウム電池 内蔵充電器	G500	CAVジャパン株式会社	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外郭及び制御基板は焼失しており、確認できなかった。 ○当該製品の近傍には、布製ケースに入ったノートパソコンが置かれており、ノートパソコンは電源オフ状態で、ACアダプターは接続されていなかった。 ○事故発生現場から著しく焼損したリチウムイオン電池セル4個が回収されたが、当該製品又はノートパソコンのどちらかに内蔵されていた電池セルかは特定できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・A201700364(ノートパソコン)と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
21	A201700470 平成29年10月22日(大阪府) 平成29年11月6日	電気冷蔵庫	不明(SJ-11TLと推定)	シャープ株式会社	(火災) 学校で火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事故発生時、当該製品が設置されていた研究室は施錠されており、無人であった。</li> <li>○当該製品は、樹脂製天板が焼失し、上側の冷凍室庫内と下側の冷蔵室庫内の上半分が焼損した状態であった。</li> <li>○ドアスイッチの可動端子及び接点が溶融、変形しており、固定接点の表面に溶融が認められた。</li> <li>○電源コードは電源プラグから約34cmの位置で断線し、断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わらない位置であった。</li> <li>○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</li> <li>○冷蔵室庫内に研究用の海水、試薬、保冷材等が保管され、天板上には段ボールが置かれていた。</li> <li>○当該製品は中古品であり、設置以前の使用履歴は不明であった。</li> <li>●当該製品は、ドアスイッチの接点部で異常発熱して出火したものと考えられるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	
22	A201700516 平成29年11月7日(大阪府) 平成29年11月20日	電気ストーブ	MS-912ESC	株式会社ユーイング	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品は正面から見て右側面の外郭樹脂が焼失していた。</li> <li>○ヒーター部の安全ガードに繊維の付着が認められた。</li> <li>○電源コードは引出部付近で断線し、断線部に溶融痕が認められ、断線部から本体内部の一部が焼失し確認できなかった。</li> <li>○電源コードと転倒時オフスイッチ接続部はファストン端子で結線されているものであったが、接続部のファストン端子と接続端子金具は焼失しており確認できなかった。</li> <li>○ロータリー式の電源スイッチ等その他の電気部品に異常は認められなかった。</li> <li>●当該製品の焼損は著しく、本体内部の電源コード及び転倒時オフスイッチの一部が焼失して確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	
23	A201700524 平成29年10月21日(兵庫県) 平成29年11月24日	電動アシスト車いす	FB-NAH446-SH (フランスベット株式会社ブランド)	日進医療器株式会社(フランスベット株式会社ブランド)	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品に乗車中、転落し、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○使用者が当該製品に乗った状態で介助者がその場を離れたところ、当該製品が道路と段差のある後方の空き地に転落し、使用者が負傷した。</li> <li>○当該製品は、グリップ内部のセンサーで操作を検知する仕様であった。</li> <li>○グリップ内部にさびの発生が認められた。</li> <li>○グリップセンサーのはんだ部にイオンマイグレーションが認められた。</li> <li>○電源スイッチの基板上にさびの発生と水の痕跡が認められた。</li> <li>○背折れハンドル側面の配線を通す穴は、防水対策がなされていなかった。</li> <li>○取扱説明書には、「直接風雨にさらされる環境下での保管及び使用を禁止する。」旨、記載されている。</li> <li>●当該製品は、グリップ内部及び電源スイッチの基板上にさびの発生が認められたことから、背折れハンドル側面の穴から浸入した水によってグリップセンサーが誤作動したものと推定されるが、詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	
24	A201700573 平成29年11月7日(神奈川県) 平成29年12月14日	リチウム電池内蔵充電器	LMU-101MC-BK	ウイルコム株式会社	(火災) 病院で当該製品に携帯電話機を接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品は、外郭樹脂と内蔵されたリチウムイオン電池セルが著しく焼損していた。</li> <li>○電池セルのアルミラミネート外装フィルムは著しく焼損していた。</li> <li>○電池セルのセパレーターと正極板は焼失し、負極板には焼損及び穴空きが認められた。</li> <li>○回路基板、USBケーブル、USB端子は焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。</li> <li>●当該製品内蔵のリチウムイオン電池セルに内部短絡が生じたため、異常発熱して出火したものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
25	A201700575 平成29年11月29日(埼玉県) 平成29年12月15日	電気温風機	FE-8A	松下精工株式会社(現 パナソニック株式会社)	(火災、死亡1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事故発生時、当該製品を使用していたか否かは不明であった。</li> <li>○当該製品の焼損は著しく、左右外郭側板、電源スイッチ軸等の樹脂製部品は焼失していた。</li> <li>○ヒーター及びブスチームヒーターに断線及び端子の溶融は認められなかった。</li> <li>○ファンモーターは焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。</li> <li>○電源スイッチの一方の接点及び転倒時オフスイッチの電源コード側接点は焼失していた。</li> <li>○残存した電源スイッチ接点、転倒時オフスイッチ接点及び内部配線に溶融痕は認められなかった。</li> <li>○電源コードの詳細は確認できなかった。</li> <li>●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	
26	A201700582 平成29年8月20日(広島県) 平成29年12月18日	携帯電話機 (スマートフォン)	iPhone6 MG4F2J/A	Apple Japan 合同会社	(火災) 異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品をベッドの上に置いていたところ、「シュー」という音がして発煙し火花が出た。</li> <li>○当該製品は液晶側の上部左側が浮き上がり、内部は上部を中心に焼損した状態であった。</li> <li>○リチウムイオン電池セルは正規の位置から上側にずれており、上端部を中心に焼損していた。</li> <li>○外郭及び電池セルに外力が加わった痕跡は認められなかった。</li> <li>○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</li> <li>○当該製品のバッテリーパックはリフレッシュ交換されたものであった。</li> <li>●当該製品のリチウムイオン電池セルが内部短絡したため、異常発熱し焼損したものと考えられるが、事故発生以前の使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	
27	A201700613 平成29年12月12日(千葉県) 平成29年12月28日	電気温風機 (セラミックファンヒーター)	DF-J121	株式会社山善	(火災) 当該製品のプラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品は本体外郭に焼損等の異常は認められず、電源コードを交換して運転したところ、正常に動作した。</li> <li>○電源コードは本体側根元で切断され、電源プラグを含めて確認できなかった。</li> <li>○電源プラグを3口壁コンセントの中段に接続していたとの申出内容であったが、当該差込口に残存していた栓刃は、当該製品のものとは形状が異なっており、出火の痕跡は認められなかった。</li> <li>○当該製品が接続されていたとされる壁コンセントの表面に焦げが認められたが、刃受金具には溶融等、出火の痕跡は認められなかった。</li> <li>●当該製品本体の電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、電源プラグが確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	
28	A201700656 平成30年1月9日(兵庫県) 平成30年1月16日	電気ストーブ	R-86F	三洋電機株式会社	(火災) 当該製品のスイッチを入れたところ、当該製品の電源コード部が焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品のスイッチを入れてから10分後に異音が生じて、本体口出部付近の電源コードが焼損した。</li> <li>○電源コードが本体口出部付近で断線しており、片極の芯線断線部には溶融痕と芯線のねじれが認められ、もう片極の芯線断線部では、芯線の部分断線が認められた。</li> <li>○本体内部の電気部品に出火の痕跡は認められず、動作確認の結果、本体動作及び消費電力に異常は認められなかった。</li> <li>○当該製品は、購入から33年以上経過しており、新品での購入から約10年間使用された後、本体に電源コードを巻き付けた状態で保管されていたが、事故発生の約1か月前から再使用されていた。</li> <li>●当該製品は、本体口出部の電源コードに屈曲ストレス等が繰り返し加わり、電源コードが半断線となって、スパークが生じて焼損したものと考えられるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
29	A201700662 平成29年12月8日(大阪府) 平成30年1月17日	電気こたつ用コード	WK-30P(GY) (朝日電器株式会社ブランド)	杉本電器株式会社(朝日電器株式会社ブランド)	(火災、死亡5名、軽傷1名) 当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、5名が死亡し、1名が軽傷を負った。	○使用者は、就寝用の布団を電気こたつの隣に敷いており、敷き布団と掛け布団の足元部分が電気こたつに入るように使用していた。 ○当該製品は著しく焼損しており、器具用プラグに近い位置で電源コードが断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○電源コードの断線箇所は、器具用プラグとつり下げ用コードフックの中間位置であり、通常の使用において外力が加わる位置ではなかった。 ○当該製品の中間スイッチ、電源プラグ、器具用プラグ及び電気こたつのヒーターユニットに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電源コードの断線部に溶融痕が認められたことから、当該部位から出火したものと推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
30	A201700672 平成30年1月1日(神奈川県) 平成30年1月19日	電気式浴室換気乾燥暖房機	BS-120N	シンワハイテク株式会社 (現 マックス株式会社)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○浴室に設置した当該製品を暖房運転中、発煙、異臭がしたため確認すると、当該製品が浴槽に脱落し、浴室の天井等が焼損していた。 ○当該製品の焼損は著しく、本体樹脂は原形をとどめていなかった。 ○ヒーターユニット全体が焼損し、PTCヒーター内部の端子板に腐食及び溶断が認められ、パターンヒューズが切れていた。 ○PTCヒーターの接続端子に溶断等は認められなかった。 ○内部配線、ファンモーター、電源基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品のPTCヒーターから出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間：16年
31	A201700692 平成29年4月4日(京都府) 平成30年1月24日	ノートパソコン	F7Q56PA	日本ヒューレット・パッカード株式会社 (現 株式会社日本HP)	(火災) 事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○施錠されていない無人の事務所に置かれていた当該製品付近から出火し、建物を全焼した。 ○当該製品は、ACアダプターを接続した状態で事務機の上に置かれており、周辺にはデスクトップパソコン及びプリンターが置かれていた。 ○当該製品は全焼して原形をとどめておらず、詳細は確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、詳細が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
32	A201700705 平成29年7月(大阪府) 平成30年1月29日	電動アシスト自転車	Bicycle-458assist-brown	日本タイガー電器株式会社	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品で走行中、転倒し、左脚を負傷した。	○使用者は、急に出てきた人を避けようとして転倒し、左脚を骨折した。 ○当該製品のアシスト比率は道路交通法の基準値を大幅に上回っていた。 ○事故発生時の状況が不明であり、アシスト比率と事故発生の因果関係については判断できなかった。 ○取扱説明書には、「歩道では徐行する。」「人の飛び出しに注意する。」旨、記載されている。 ●当該製品が急発進して使用者がバランスを崩し転倒した等の可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
33	A201700707 平成30年1月(大阪府) 平成30年1月30日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	FB4506P(大阪ガス株式会社ブランド:型式38-765)	株式会社ハーマン(大阪ガス株式会社ブランド)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品が設置された住宅は、事故発生の半年前から家人が不在であったが、当該製品には電源が供給されていた。</li> <li>○当該製品は、漏電遮断器の焼損が著しく、原形をとどめていなかった。</li> <li>○漏電遮断器の電源側配線の端子接続部は、焼損が著しく、片方が焼失し、もう片方は角座金の一部と端子金具が溶融していた。</li> <li>○漏電遮断器の樹脂部を成分分析した結果、小動物(ネズミ)の尿に含まれる成分が検出された。</li> <li>○電源コードは、片極が本体側の端部より約20cm分が焼失しており、もう片極は漏電遮断器付近で断線していたが、両極とも断線部に溶融痕は認められなかった。</li> <li>○ヒーター、電源基板、ファンモーター等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</li> <li>●当該製品は、漏電遮断器の端子接続部に導電性の液体が付着したため、トラッキング現象が生じて出火に至った可能性が考えられるが、端子接続部が一部焼失していることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	・使用期間:18年
34	A201700719 平成30年1月17日(兵庫県) 平成30年2月6日	電気ストーブ	GS-800(株式会社山善ブランド)	株式会社ミュージコーポレーション(株式会社山善ブランド)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品は、正面から見て右側が著しく焼損しており、樹脂部分は全て焼失していた。</li> <li>○右側面では、上部にロータリー式の電源スイッチ、下部に電源コードの口出部があり、その下には転倒時オフスイッチがあった。</li> <li>○電源スイッチは、可動接点金具が1本のみ残存しており、その他の2本の可動接点金具と固定接点金具は確認できなかった。</li> <li>○電源コードは、本体口出部付近で、転倒時オフスイッチ接続側の片極芯線に溶融痕が認められ、異極芯線は断線していたが、溶融痕は認められなかった。</li> <li>○転倒時オフスイッチは、スイッチ内部の可動接点が金具ごと焼失していたが、残存する固定接点に溶着痕は認められなかった。</li> <li>○ヒーターの端子接続部及びヒーター管に出火の痕跡は認められなかった。</li> <li>●当該製品は、本体口出部付近で電源コードが異常発熱して出火に至った可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	
35	A201700733 平成29年12月30日(兵庫県) 平成30年2月13日	空気清浄機(加湿機能付)	KC-A40	シャープ株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品は、底面以外が著しく焼損しており、樹脂製の外郭は原形をとどめていなかった。</li> <li>○電源基板、ファンモーター等の電気部品は本体の焼損物に埋もれていた。</li> <li>○電源コードは、本体内部で断線及び溶融痕が認められ、断線部から電源基板までの電源コード及び電源基板とのコネクター接続部が焼失していた。</li> <li>●当該製品の電源コードが著しく焼損し、本体内部で溶融痕が認められたが、外部からの延焼の可能性も考えられることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	
36	A201700743 平成30年1月24日(大阪府) 平成30年2月16日	電気洗濯機	不明(ES-F45G系と推定)	シャープ株式会社	(火災) 当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事故発生時、使用者は外出中で、当該製品はペランダの防水型のコンセントに接続されていたが、運転中ではなかった。</li> <li>○当該製品は全体的に著しく焼損し、外郭の金属部品と洗濯槽モーターを残して、樹脂部は全て溶融して底部に固着していた。</li> <li>○制御基板は原形をとどめておらず、電源スイッチ及び電源線と制御基板の接続部は確認できなかった。</li> <li>○電源コードはコンセントから約20cmの位置で断線し、断線部には溶融痕が認められたが、通常使用において外力が加わる位置ではなかった。</li> <li>●当該製品の焼損は著しく、制御基板の一部が確認できず、事故発生時の詳細な状況も不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
37	A201700761 平成30年1月26日(大阪府) 平成30年2月22日	布団乾燥機	不明(FD-F06A6又はFD-F06J6)	パナソニック エコシステムズ株式会社	(火災) 当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	<p>○使用者は、2時間タイマーで当該製品を使用したところ、タイマー終了時刻から1～2時間後に煙が部屋に充満し、当該製品付近から炎が上がっていることを確認した。</p> <p>○当該製品は全体的に著しく焼損しており、金属製の部品のみ残存していた。</p> <p>○ヒーター、ファンモーター等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○タイマー付きダイヤルスイッチに溶融痕等の出火の痕跡は認められず、スイッチの軸の位置は「切」付近にあった。</p> <p>○電源コードは電源プラグ側の約80cm分を残して、本体側の120cm分が焼失していた。</p> <p>○当該製品のものと考えられた回収部品の中に、別の電気製品の断線した電源コードが含まれており、溶融痕等が認められた。</p> <p>●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
38	A201700776 平成30年2月3日(群馬県) 平成30年3月1日	電気ストーブ (セラミックファンヒーター)	JCH-12D2	アイリスオーヤマ株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、湯張り中の浴室を暖めるために、浴槽の蓋の上で使用されていた。</p> <p>○当該製品の外郭は、正面右側下部から上部に向かって溶融していた。</p> <p>○PTCヒーター部のサーモスタットは片側端子部が焼失しており、内部の可動接点は固定接点に溶着していた。</p> <p>○当該製品の電源コード、電源プラグ、基板、ファンモーター、及びPTCヒーターに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○基板に搭載されていた電流ヒューズとPTCヒーター部の温度ヒューズは切れていなかった。</p> <p>●当該製品のサーモスタット部から出火したものと推定されるが、サーモスタットの片側端子部が焼損し確認できず、設置状況の影響も考えられることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
39	A201700778 平成30年2月18日(京都府) 平成30年3月1日	電気カーペット	MC-20HV6	森田電工株式会社(現株式会社ユーイング)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、保温用アルミシート及びカーペットを下に敷いた状態で使用されていた。</p> <p>○当該製品本体は、1か所が焼損して穴が空いており、焼損部のヒーター線は焼失し、発熱線と短絡検知線の溶融及び溶着が認められた。</p> <p>○ヒーター線は、焼損部付近で押しつぶされたような変形が認められたが、その他の箇所では、断線や屈曲等の異常は認められなかった。</p> <p>○コントローラー内部の制御基板に焼損は認められず、ヒーター線の異常発熱を検知する温度ヒューズは切れていなかった。</p> <p>○温度ヒューズ作動用の抵抗に接続するダイオードが短絡故障しており、ダイオードに接続する銅箔パターンには欠損が認められたが、焦げやすずの付着は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、コントローラー内部の制御基板の銅箔パターンが欠損していたため、ヒーター線が半断線して異常発熱が生じた際に安全装置が作動せず、焼損に至ったものと考えられるが、詳細な使用状況及び銅箔パターンが欠損した原因が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
40	A201700785 平成29年12月18日(東京都) 平成30年3月5日	泥よけ(電動アシスト自転車用)	NDD5578S	パナソニックサイクルテック株式会社	(重傷1名) 自転車で走行中、自転車に装着していた当該製品が前輪に巻き込まれ、前輪がロックし、転倒、負傷した。	○使用者は、販売店で自転車を購入した際に、当該製品を店頭で購入し、後日、販売店で自転車に装着した。 ○当該製品は標準装備されているフロントキャリアと前ホークを固定するねじ類を使用して、フロントキャリアと一緒に前ホークに固定する構造であった。 ○使用者が当該製品を装着した自転車で走行中、当該製品が前輪に巻き込まれ、前輪がロックして転倒した。 ○使用者は、通勤で当該製品を装着した自転車を6か月間、毎日30km走行していた。 ○当該製品と標準装備されているフロントキャリアを前ホークに固定していたボルト及びナットが脱落してなくなっていた。 ○上端部が内側に90度変形して、泥よけ体取付金具が自転車の前ホークの固定部から外れていたが、泥よけ体取付金具は変形していなかった。 ○ステーは前ホークに取り付けられた状態で大きく変形しており、下端部が当該製品のステーと前タイヤの間に巻き込まれた状態であった。 ●販売店で取り付けた当該製品は、取付金具が前ホークから外れていたため、走行中の振動や自重で下方にずれた際、下端部が前輪に巻き込まれ、事故に至ったものと推定されるが、取付金具が外れた時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
41	A201700810 平成30年2月1日(埼玉県) 平成30年3月13日	電気炊飯器	DT-SH1410-3	大栄トレーディング株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生前日の夜、翌朝5時頃に炊きあがるよう使用者が予約炊飯を設定し就寝したところ、4時頃火災警報器が鳴動した。 ○当該製品は著しく焼損し、樹脂製外郭の大部分は焼失していた。 ○ACインレット及び電源コード側のコードコネクタボディに溶融痕が認められた。 ○電源基板及び制御基板に穴空きや欠損は認められなかったが、一部の部品は脱落しており、出火の痕跡の有無は確認できなかった。 ○ヒーター、内部配線等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品のACインレット接続部において、接触不良による異常発熱が生じ出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があり、詳細な使用状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
42	A201700831 平成30年3月13日(兵庫県) 平成30年3月26日	電気冷蔵庫	SR-36P	三洋電機株式会社	(火災) 異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は全体的に焼損しており、背面下部で著しい焼損が認められた。 ○電源コードが機械室付近で断線しており、断線部には溶融痕が認められた。 ○運転コンデンサは著しく焼損しており、封口部の状態等の詳細は確認できなかった。 ○メイン基板、コンプレッサー、始動リレー等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、機械室付近から出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
43	A201700833 平成30年2月20日(神奈川県) 平成30年3月26日	電気カーペット	WA-203S	ワタナベ工業株式会社	(火災、死亡1名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	○当該製品は畳の上に設置され、当該製品の上に敷き布団、マットレスを敷いた上にこたつを置いていた。 ○当該製品はカーペット部の通電範囲を切り替えられる構造であり、スイッチは半面のみオンの状態であったが、カーペット部は全面の複数箇所著しく焼損しており、カーペット生地が焼失していた。 ○ヒーター線はカーペット部に認められた複数の焼損箇所において断線し、一部は焼失していた。 ○コントローラーに焼損は認められなかったが、温度ヒューズが切れていた。 ○当該製品はスイッチがオン状態の面にのみ、リレーを通じてヒーター線に給電される構造であった。 ○電源コードに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品のカーペット部は複数箇所著しく焼損しており、ヒーター線の一部が確認できず、事故発生時の詳細な状況が不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
44	A201700842 平成29年12月20日(千葉県) 平成30年3月30日	装飾用電灯器具(LEDイルミネーションライト)	NSB*1-100-100P/2	トライト株式会社	(火災) 宿泊施設の浴室で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、屋内温水プール棟内の窓側につるされたプラスチックネットに取り付けられており、整流器付き電源コード部を中心に焼損していた。 ○当該製品を入手できず、詳細な調査はできなかった。 ●当該製品は、整流器付き電源コード付近で出火したものと推定されるが、当該製品の確認ができず、詳細な使用状況も不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
45	A201800001 平成30年3月10日(鳥取県) 平成30年4月2日	延長コード	WBS-LU302B(W) (朝日電器株式会社ブランド)	大和電器株式会社(朝日電器株式会社ブランド)	(火災) 当該製品に他の電気製品を接続していたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は3口の差込口を有し、接続可能な最大電力が1500Wの延長コードで、事故発生時、電源コード側から電気こたつ、テレビ及びファンヒーターが接続されており、テレビとファンヒーターが使用中であった。 ○当該製品のテレビとファンヒーターが接続された差込口のスイッチ部が焼損しており、特にファンヒーターが接続されたスイッチ部が著しく焼損していた。 ○著しく焼損したスイッチの可動接点とスイッチ受け金具との接触面に荒れが認められ、塗布されたグリースの炭化やスイッチ受け金具の変色が認められた。 ○刃受金具に発熱の痕跡は認められなかった。 ○タップ内部に異物や液体混入等の痕跡は認められなかった。 ○当該製品に接続されたファンヒーターの定格消費電力は1200Wであったが、事故発生時の出力等は不明であった。 ○当該製品の事故発生以前の使用状況については不明であった。 ●当該製品は、スイッチ内部の接点端子の接触不良により異常発熱し、焼損したものと考えられるが、事故発生以前の使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
46	A201800023 平成30年4月3日(千葉県) 平成30年4月19日	電気カーペット	UC-20F	株式会社ユーイング	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品のカーペット部分に直径10mmの穴空きが認められ、ヒーター線が断線及び焼失し、発熱線と検知線の断線部先端に溶融痕が認められた。 ○断線箇所近傍のヒーター線は、内部の中間層が変色し、中間層内部に微小な粒状の銅の混入が認められたほか、中間層の内側の発熱線に荒れと腐食が認められた。 ○元素分析の結果、断線箇所近傍の発熱線表面から塩素を検出した。 ○断線箇所近傍のヒーター線は、塩化ビニル樹脂製被覆が変色し硬化していた。 ○断線箇所から離れた部分のヒーター線には、発熱線の荒れや腐食等の異常は認められなかった。 ○コントローラー内は温度ヒューズが切れていたが、電流ヒューズは導通し、焼損等の異常は認められなかった。 ○当該製品の上には木製の机が置かれていたが、焼損部と脚の位置関係は確認できなかった。 ●当該製品は、ヒーター線内部の発熱線が腐食したため、発熱線が局部的に異常発熱して出火に至ったものと推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
47	A201800032 平成30年3月25日(神奈川県) 平成30年4月25日	電気ストーブ	DH-810W	株式会社コロナ	(火災) 工場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源プラグは壁コンセントに接続されていた。 ○当該製品の焼損は著しく、外郭樹脂は台座部のみが残存し、底面に電源コードが溶着していた。 ○電源スイッチ等の樹脂部品は焼失しており、事故発生時に使用されていたか否かは確認できなかった。 ○電源コード、首振りモーター及びヒーター管に出火の痕跡は認められなかった。 ○首振りモーターの電源線の1本が断線し、断線部に溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの特定はできなかった。 ○本体と台座の接続部にある転倒時オフスイッチの接続基板周辺の焼損が著しく、入力配線に溶融痕が認められたが、配線の外れや断線等は認められなかった。 ○事故発生以前に電源スイッチをオンにしても、ヒーターに通電されないことがあった。 ●当該製品は、台座付近から出火したものと考えられるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
48	A201800056 平成30年3月29日(広島県) 平成30年5月10日	電気冷蔵庫	SJ-14E2	シャープ株式会社	(火災) 火災報知機が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該事故現場では、当該製品と、隣接して設置されているコンセント付き洗面化粧台が著しく焼損した状態であった。 ○当該製品は、背面側の機械室付近から上方に向かって焼損していた。 ○機械室内部のコンデンサー、始動リレー、コンプレッサー等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○始動リレー付近の電気配線が断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○制御基板等その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○洗面化粧台の焼損は著しく、事業者名等の詳細は確認できなかった。 ●当該製品の機械室が著しく焼損し、内部配線に溶融痕が認められたが、外部からの延焼の可能性も考えられることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
49	A201800083 平成30年5月4日(北海道) 平成30年5月24日	バッテリー(リチウムポリマー、模型用)	R-246-8463B	京商株式会社	(火災) 当該製品を他社製の充電器に接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、取扱説明書で指定されている充電器ではなく、ニッケル水素バッテリー専用充電器を使用し当該製品を充電していた。 ○当該製品の確認ができず、製品の状態等は調査できなかった。 ●当該製品の充電にニッケル水素バッテリー専用充電器を使用したため、リチウムポリマー電池セルの過充電により出火したものと推定されるが、当該製品の確認ができなかったため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
50	A201800092 平成30年2月23日(東京都) 平成30年5月28日	延長コード	WLS-LU6200RS (朝日電器株式会社ブランド)	大和電器株式会社(朝日電器株式会社ブランド)	(火災) 異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、各差込口に個別スイッチを有する6口の延長コードで、接続可能な最大電力は1500Wであり、定格消費電力が905Wの電気ポットを含め、合計消費電力965Wの複数の電気製品が接続されていた。 ○電気ポットが接続されていた差込口の裏面に溶融、穴空きが認められた。 ○スイッチホルダーに焼損が認められ、導電板端子が露出していた。 ○導電板端子と可動片の接触部に発熱による変色及びスパーク痕が認められた。 ●導電板端子と可動片の接触部で接触不良が生じ、異常発熱により焼損したものと推定されるが、接触不良に至った原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
51	A201800093 平成30年5月18日(東京都) 平成30年5月29日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	PV-PN04B3	三菱電機株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、金属製外郭の上部中央に熱による変色が認められた。 ○内部の基板は、太陽電池モジュールからの出力が接続されている上端部から中央付近までが広範囲に著しく焼損し、一部に銅箔パターンの焼失及びパターン間の穴空きが認められた。 ○当該製品は、出力側の運転スイッチ及び交流電源ブレーカーはオフであり、使われていなかったが、焼損した基板には、太陽電池モジュールからの電圧が印加されていた。 ○当該製品の内部から虫の死骸及び卵しようが確認された。 ●当該製品の内部基板において、銅箔パターン間で短絡及びトラッキング現象等が発生し、出火したものと推定されるが、基板の焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
52	A201800105 平成30年5月28日(北海道) 平成30年6月1日	リチウム電池内蔵充電器	30582	株式会社丸辰	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、制御基板や内蔵のリチウムイオン電池セルの大部分が焼失していた。 ○外郭樹脂部は原形をとどめておらず、へこみ等外部からの衝撃の痕跡は確認できなかった。 ○当該製品の充電に使用されていたACアダプターに異常は認められなかった。 ●当該製品から出火したものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
53	A201800125 平成30年5月25日(北海道) 平成30年6月8日	カラオケ装置	RQ-K11	松下電器産業株式会社 (現 パナソニック株式会社)	(火災) 施設で火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品はグループホーム内の居住室に設置され、事故発生日居住者は不在であった。 ○当該製品は、木製天板の前部が円形に焼失し、直近にある表示部及び内部の表示基板が焼失していた。 ○前面は、上部のカセット周辺がV字状に焼失し、正面から見て右側のカセット金属部分が著しく焼損しており、その直下にあるスイッチ操作基板及び選曲操作基板が焼け落ちて、一部焼失していた。 ○電源基板、メイン基板及びその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、外部からの延焼により焼損した可能性が考えられるが、事故発生日の詳細な状況は不明であり、基板の一部が焼失して確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
54	A201800128 平成30年5月21日(埼玉県) 平成30年6月8日	電動アシスト自転車	PM26NL(26型:X736)	ヤマハ発動機株式会社	(火災) 当該製品からバッテリーを取り外して充電中、当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、当該製品付属のバッテリーパックと追加で購入したバッテリーパックを3日おきに取り替えて使用しており、事故発生日の2日前から充電器に接続していた追加で購入したバッテリーパックが焼損した。 ○当該製品の充電器は屋内専用であるが、壁なしトタン屋根の駐輪場に設置されていた。 ○事故発生日、当該製品及び付属のバッテリーパックは使用されておらず、焼損していなかった。 ○充電器の焼損は著しく、外郭樹脂及び制御基板は焼失し、充電器とバッテリーパックを接続する接続端子5本のうち1本は確認できず、2本に溶融痕が認められた。 ○バッテリーパックの焼損は著しく、外郭樹脂は焼失していた。 ○バッテリーパック内のリチウムイオン電池セルは熱暴走していたが、外装缶に変形、破裂の痕跡は認められなかった。 ○バッテリーパック内部の制御基板に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の充電器又は追加で購入したバッテリーパック内部のリチウムイオン電池セルから出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
55	A201800134 平成30年5月29日(石川県) 平成30年6月12日	電気冷蔵庫	NR-B13T2	松下冷機株式会社(現 パナソニック株式会社)	(火災) 作業場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○異音があったので確認すると、当該製品及びその前面側に置かれていた木材、段ボール、接着剤、樹脂製ケース、その他建材等が焼損していた。 ○当該製品の背面はほとんど焼損しておらず、下部の機械室及び内部のコンプレッサーも焼損していなかった。 ○当該製品内部の焼損は著しく、ファンモーター、霜取ヒーター、ドアスイッチ及び庫内灯は確認できなかった。 ○残存する電気部品、配線材等に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、壁コンセントから延長コードを介して接続されており、延長コードとの接続部に出火の痕跡は認められなかったが、延長コードの芯線の断線部に溶融痕が認められた。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく確認できない部品があり、外部からの延焼の可能性も考えられることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	A201800651(延長コード)と同一事故
56	A201800139 平成30年6月3日(島根県) 平成30年6月14日	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)	KJ190P-3DJ2CE	京セラ株式会社	(火災) 事業所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品及びその下に設置されていたケーブル束、並びに壁面に設置されていた配線中継箱が焼損していた。 ○当該製品は、モジュール全体の約1/3が焼損した状態であったが、配線取出口であるジャンクションボックス及びその周辺に焼損は認められなかった。 ○ケーブル束は著しく焼損し、配線中継箱と当該製品のケーブルとの接続部は確認できなかった。 ○配線中継箱は著しく焼損しており、内部に納められていたケーブルに多数の短絡や溶断が認められた。 ●当該製品は、配線中継箱内で短絡したことで、その短絡電流により当該製品直下のケーブル束が異常発熱して、当該製品を焼損した可能性が考えられるが、焼損が著しく、当該製品のケーブルと配線中継箱から配線されるケーブルの接続状態が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
57	A201800143 平成30年5月11日(千葉県) 平成30年6月15日	コンセント	WK4105	パナソニック株式会社	(火災) 飲食店で当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、シンク下に設置されていた。</p> <p>○当該製品には、ブレーカーからの電線及び他のコンセントへの送り配線としてアース線を含めて計6本の電線が接続されており、アース線を除く4本の電線接続部で樹脂製外郭が著しく焼損していた。</p> <p>○電線接続部の4個の錠ばねのうち、1個は未回収で確認できなかったが、確認された3個のいずれにも熱による変色が認められ、そのうちの1個に溶融痕が認められた。</p> <p>○すべての電線に差し込み不足は認められなかったが、アース線を除く計4本の電線には被覆の焼損が認められ、送り配線の電線の1本に表面の荒れ及び局所的なやせ細りが認められた。</p> <p>○当該製品は定格電流15Aのコンセントであるが、差込口に電気冷蔵庫2台(合計消費電力1000W)と送り配線された他のコンセントに電気冷蔵庫2台(合計消費電力760W)が接続されていた。</p> <p>○当該製品の内部には虫の死骸、糞等が多量に付着していた。</p> <p>●当該製品の端子板と電線間で接触不良となり、錠ばねに通電されて異常発熱したものと推定されるが、接触不良となった原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
58	A201800152 平成30年6月7日(東京都) 平成30年6月19日	リチウム電池 内蔵充電器	A1211022	アンカー・ジャパン株式会社	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<p>○当該製品付属のUSBケーブルと他社製充電器を使用して充電していたところ、約7時間後に出火した。</p> <p>○当該製品の樹脂製外郭は焼失しており、外力が加わった痕跡の有無は確認できなかった。</p> <p>○内蔵のリチウムイオン電池セル2個の電極体は著しく焼損していたが、内部短絡の発生箇所は特定できなかった。</p> <p>○制御基板は多数の電気部品が脱落していたが、基板に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○使用者は、当該製品を複数回床に落としたことがあった。</p> <p>●当該製品に内蔵されたリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
59	A201800154 平成30年5月31日(埼玉県) 平成30年6月21日	電気洗濯機	NW-R701	日立アプライアンス株式会社	(火災) 施設で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、正面から見て右後方部分に焼損が認められた。</p> <p>○樹脂製の洗濯槽外郭は、右後方が著しく焼損し、底部にも焼損が認められ、近傍に配置されていたモーター用リード線の2本に溶融痕が認められ、その位置は洗濯槽から40mmほど離れた場所であった。</p> <p>○基板、電源コード及びその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品の内部に排水ホースが設置されており、配水管と洗濯槽とが配線を挟む形で干渉していた可能性があった。</p> <p>●当該製品の洗濯槽底部に配置されていたモーター用リード線が短絡してスパークが発生し、出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、リード線が短絡した原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
60	A201800167 平成30年6月15日(岡山県) 平成30年6月25日	噴霧器(充電式)	MS2200B-15	株式会社丸山製作所	(火災) 宿泊施設で当該製品を充電中、当該製品の充電器及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の充電器はAC電源コードが接続された状態で、コネクタ部で焼損、溶融していた。</p> <p>○電源コード端子は、片側が充電器側端子とともに焼失しており、もう一方の端子は残存していたが充電器側端子はほとんど焼失した状態であった。</p> <p>○充電器内部の電気部品に焼損等の異常は認められず、電流ヒューズは切れていなかった。</p> <p>○当該製品本体及びバッテリーパックは継続使用されている。</p> <p>●当該製品は、充電器のAC電源コードコネクタ部でトラッキング現象が発生し焼損したものと推定されるが、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
61	A201800187 平成30年1月16日(兵庫県) 平成30年7月6日	靴(ルームシューズ)	261-402795	株式会社ユニクロ	(重傷1名) 当該製品を履いて階段を降りていたところ、転倒し、左足を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○使用者は、当該製品を履いて乾燥したフローリングの階段を降りていた際に左足が滑って転倒し、左大腿骨頸部を骨折した。</li> <li>○当該製品は使用者から提供されなかったため、確認ができなかった。</li> <li>○当該型式品は、フリース素材のブーツ型ルームシューズで、靴底のつま先部分とかかと部分に滑り止めが施されていた。</li> <li>○同等品の靴底は他社品と同程度の耐滑性であった。</li> <li>○本体には滑りや転倒に関する注意表示等が記載されていた。</li> <li>●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	
62	A201800192 平成30年7月4日(北海道) 平成30年7月9日	電気掃除機(充電式)	FBC-777	フカイ工業株式会社	(火災) 病院で当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品は4本のリチウム乾電池が装填されてテーブルの上に置かれていた。</li> <li>○事故発生時、当該製品は作動していなかったものの、電源スイッチは入っていた。</li> <li>○当該製品は電池ボックスのみ焼損し、本体内部に出火の痕跡は認められなかった。</li> <li>○装填されていた乾電池のうち、3本が電池ボックスから飛び出し、3本のうち1本には電極部が膨らんだ状態でガスが噴出した痕跡が認められた。</li> <li>○飛び出した乾電池1本とボックス内部に残存した乾電池の電圧はほとんど残っておらず、それ以外の乾電池は満容量であった。</li> <li>○当該製品は二次電池(ニッケル水素電池)を使用する仕様であった。</li> <li>○電池ボックスは、乾電池を逆装填しても回路が形成される構造であった。</li> <li>○当該製品を最後に使用した時期や乾電池の交換時期については不明であった。</li> <li>●当該製品は、装填されたリチウム乾電池が異常発熱して出火したのと考えられるが、乾電池の焼損が著しく、事故発生時の乾電池の装填状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	*A201800284(リチウム乾電池)と同一事故
63	A201800221 平成30年5月16日(埼玉県) 平成30年7月20日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	BL1440	株式会社マキタ	(火災) 車両内で当該製品を電動工具に装着して置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品は研磨機やドライバー等の電動工具に装着して使用する純正バッテリーパック(14.4V、4.0Ah)であった。</li> <li>○当該製品は研磨機に装着されており、外郭樹脂は焼失していた。</li> <li>○内部の基板とリチウムイオン電池セル8本のうち、5本が残存していたが、3本は確認できなかった。</li> <li>○残存していた電池セル5本のうちの2本は正極のPTC素子が熔融しており、その他の電池セル2本は正極の確認ができず、1本の電池セルは路上に落下して缶体が潰れ、正極は確認できなかった。</li> <li>○当該製品が装着されていた研磨機に出火の痕跡は認められなかった。</li> <li>●当該製品のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火した可能性が考えられるが、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	*A201800220(電動工具(研磨機、充電式))と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
64	A201800226 平成30年7月5日(愛知県) 平成30年7月23日	IH調理器	CS- G30HNWS	三菱電機 ホーム機器 株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品を焼損する火災が発生し た。	○当該製品のグリルを食材を入れずに予熱をしていた際、グリル内の下側シーズヒーターから出火したため、使用者がヒーターをたたいて消火した。 ○当該製品の外観に焼損等の異常は認められなかった。 ○グリル内の下側ステンレス製シーズヒーターは、外郭金属の一部が溶融、焼失し、露出した内部絶縁体が破損していた。 ○下側シーズヒーターの残存した外郭金属は、中央部付近に腐食が認められ、根元近くに溶融穴が空いていた。 ○下側シーズヒーターのヒーター線は、外郭金属が溶融、焼失した部分と溶融穴が空いた部分で溶融、焼失していた。 ○グリル内の上側シーズヒーター、本体内部のIHコイル、基板等のその他の電気部品に異常は認められず、下側シーズヒーターを新品に交換したところ、当該製品は正常に動作した。 ●当該製品は、グリル内下側シーズヒーターで異常発熱が生じ、出火したのと考えられるが、下側シーズヒーターの焼損が著しく、詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
65	A201800230 平成30年7月11日(長崎県) 平成30年7月24日	パワーコン ディショナ(太 陽光発電シス テム用)	KP55K2	オムロン株 式会社	(火災) 施設で当該製品の内部を焼 損し、周辺を汚損する火災が 発生した。	○当該製品内部の端子台付近が焼損していた。 ○端子台は太陽電池モジュールからの直流入力電線がねじ接続されていたマイナス端子が焼損脱落していた。 ○マイナス端子は全体が著しく溶融し、中間部で溶断しており、ねじの締め付け状況等は確認できなかった。 ○マイナス端子と基板を接続する端子台金具のリード部が焼失していた。 ○直流電源基板やトランス等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は配線穴がパテ埋めされておらず、内部にムカデの死骸が認められた。 ●当該製品内部の端子台のねじ接続部において異常発熱が発生し、出火に至ったのと考えられるが、接続部の焼損が著しいことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
66	A201800245 平成30年7月13日(青森県) 平成30年7月27日	IH調理器	KZ-MS33C	松下電器産 業株式会社 (現 パナソ ニック株式会 社)	(火災) 当該製品の内部部品を焼損 する火災が発生した。	○当該製品を使って調理を行った2時間30分後に、異音が生じて当該製品から発煙した。 ○当該製品の外観に焼損は認められなかった。 ○機器内部の右こころ用巻線を制御する基板のコネクターとリレー間が焼損し、基板が炭化していた。 ○制御基板下の基板ベースに液体の付着が認められた。 ○トッププレート表面に液体の付着は認められなかったが、トッププレート裏側の機器前方側及び操作パネル上部に、液体の付着跡が認められた。 ○使用者は普段から未使用時でも当該製品の主電源を入れた状態にしていた。 ●当該製品は、機器前方から内部に液体が浸入し制御基板に付着したため、トラッキング現象が生じて発煙したものと推定されるが、液体が浸入した経緯が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
67	A201800266 平成30年7月31日(山形県) 平成30年8月3日	換気扇	FY-08P	松下精工株 式会社(現 パナソニック エコシステム ズ株式会社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○当該製品は樹脂部品が全て焼失し、モーター部のみ残存した状態であった。 ○モーター軸は固着していなかったが、モーター軸受に摩耗によるがたつきが認められた。 ○モーター巻線の口出部に溶融痕が認められたが、巻線部には溶融痕は認められなかった。 ○当該製品は32年前に設置されていた。 ○使用者はファンとルーバーの間にレンジフード用フィルターを装着していた。 ○使用者は、数日前より当該製品のファンが回っていないことを認識していたが、電源を入れたままにしていた。 ●当該製品は、長期使用(32年)により、モーターがロックしたことで巻線が過熱し、出火したのと考えられるが、使用者がファンとルーバーの間にフィルターを設置したことも事故発生に影響した可能性が考えられ、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:31年8 か月

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
68	A201800284 平成30年7月4日(北海道) 平成30年8月10日	リチウム乾電池	LIT BAT AA	小泉成器株式会社	(火災) 病院で当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生した。	○当該製品を含む4本のリチウム乾電池は、電気掃除機に装填されテーブルの上に置かれていた。 ○事故発生時、電気掃除機は作動していなかったものの、電源スイッチは入っていた。 ○当該製品を含む3本の乾電池が電池ボックスから飛び出し、当該製品には電極部が膨らんだ状態でガスが噴出した痕跡が認められた。 ○当該製品とボックス内部に残存した乾電池の電圧はほとんど残っておらず、それ以外の電池は満容量であった。 ○電気掃除機は二次電池(ニッケル水素電池)専用であり、電池ボックスは乾電池を逆装填しても回路が形成される構造であった。 ●当該製品が異常発熱して出火したものと考えられるが、当該製品の焼損が著しく、事故発生時の装填状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・A201800192(電気掃除機(充電式)) と同一事故
69	A201800303 平成30年8月6日(青森県) 平成30年8月22日	エアコン	CS-256CF	パナソニック株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、樹脂製の外郭が著しく焼損し、残存している樹脂部も溶融し著しく変形した状態であった。 ○ファンモーターは焼損し脱落していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ○電源プラグに異常は認められなかった。 ○制御基板、端子板及び電源コードの一部は確認できなかった。 ●当該製品の残存する部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、制御基板等の一部の電気部品が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定はできなかった。	・使用期間:2年
70	A201800311 平成30年8月7日(東京都) 平成30年8月27日	電動アシスト自転車	BE-ELD63	パナソニックサイクルテック株式会社	(重傷1名) 当該製品をこぎ始めたところ、ブレーキが解除されず、転倒し、負傷した。	○使用者が当該製品をこぎ始めたところ、ブレーキが解除されず、転倒し、負傷したとの申出内容であった。 ○当該製品の前後のブレーキワイヤー及び前ブレーキブロックに異常は認められなかった。 ○当該製品及び同等品を使用し、ハンドルが真っすぐ又は左右直角になるまで切った状態から走り出すときにブレーキが解除できるか確認したが、ブレーキが解除されない状況は再現しなかった。 ○当該製品に取り付けられていたハンドルカバーの一部が黒くなっていることが認められ、ハンドルカバーがブレーキレバーの根元に挟まれると、ペダルが重くなり、かつ、ハンドルカバーの一部が黒くなることが認められたが、事故発生時に挟まれたのかどうかは特定できなかった。 ○発進時の電動アシスト機能に異常は認められず、モーター出力に関わるエラー履歴も認められなかった。 ●走行テスト及び外観観察の結果、当該製品のブレーキが解除されない状況は認められなかったが、分解調査ができず、事故発生時の詳細な状況も不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
71	A201800333 平成30年7月(東京都) 平成30年9月5日	調光器	LZA-90306E (大光電機株式会社ブランド)	トヨスター株式会社(大光電機株式会社ブランド)	(火災) 商業施設で当該製品を使用 中、当該製品を焼損する火災 が発生した。	○当該製品は、照明器具(シャンデリア)の調光用に使用されており、光源のLEDランプを白熱ランプに交換して使用したところ、1時間後に当該製品から発煙した。 ○事故発生当時のボリュームつまみの位置等、詳細な使用状況は不明であった。 ○当該製品の確認ができず、焼損状況等は調査できなかった。 ○当該製品の最大負荷電力は300Wであったが、1200Wの白熱電球を照明器具に取り付けて使用されていた。 ●当該製品は、最大負荷電力を超えた状態で使用されていたため、異常発熱し焼損したものと推定されるが、当該製品の確認ができず、詳細な使用状況が不明であったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
72	A201800336 平成30年7月29日(愛知県) 平成30年9月5日	扇風機	K-8529NB	燦坤日本電器株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、羽根を含めて樹脂部品は全て焼失していた。 ○モーター、電源コード及び内部配線は焼損していたが、熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○電源スイッチは、焼失して確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、電源スイッチが確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間：不明 (製造期間から10年と推定)
73	A201800350 平成30年8月13日(愛知県) 平成30年9月11日	リチウム電池 内蔵充電器	PS-18000 (株式会社日立オートモティブシステムズ) (日立オートモティブシステムズブランド)	カイセ株式会社(株式会社日立オートモティブシステムズブランド)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を入れたスーツケースを倒して開いたところ、当該製品から発煙し、焼損した。 ○当該製品は外郭ケースが焼損し、内部のリチウムイオン電池セル及び制御基板が露出していた。 ○電池セル3個は全て焼損し、中央の電池セルは内部電極の焼損が著しく、正極の大部分が焼失し、負極に熔融痕が認められた。 ○制御基板は焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、内部のリチウムイオン電池セルが内部短絡したため、異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
74	A201800385 平成30年8月24日(三重県) 平成30年10月3日	送風機(携帯型)	EBL-500V	藤原産業株式会社	(火災) 当該製品を使用中、建物1棟を全焼、2棟を類焼する火災が発生した。	○車庫内で、中性洗剤で洗浄したバイクの燃料タンクを乾燥させるため、当該製品の吹出口を燃料タンクの給油口に差し込み、電源を入れた状態で放置したところ、約2時間後に車庫及び自宅を全焼する火災が発生した。 ○当該製品の樹脂製外郭ケースは、著しく焼損していた。 ○ファンモーターのステーター巻線に熔融痕が認められた。 ○ノイズ除去用コンデンサーは、内部素子が僅かに吹き出していたが、コンデンサーの外郭樹脂の大部分が残存し、表面に比べて内面の焼損が少ないことから、二次的に生じたものと判断した。 ○電源コード、電源スイッチ及び速度切替スイッチに、熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
75	A201800396 平成30年9月6日(愛知県) 平成30年10月11日	電気冷蔵庫	RZ-DH142SH (象印ラコルト株式会社ブランド)	大和冷機工業株式会社(象印ラコルト株式会社ブランド)	(火災) 異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品の焼損は著しく、上部の冷却ユニットの樹脂製外郭ケースが焼失し、金属製の外装パネル、庫内ケース等は変形していた。 ○電源コードは断線していたが、残存する芯線及び栓刃に熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○コンプレッサーは、巻線抵抗値に異常はなく、配線接続部及びオーバーロードリレーに熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○基板、コンプレッサー用運転コンデンサー、送風ファン等のその他の電気部品は、焼失して確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
76	A201800398 平成30年8月29日(富山県) 平成30年10月11日	除湿乾燥機	F-YC80ZLX	パナソニックエコシステムズ株式会社	(火災) 当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、原形をとどめていなかった。 ○ヒーター線、ファンモーター、電源コード等、当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○メイン基板、電源回路基板、湿度検知用基板、リバースモーター、サーミスター及び温度ヒューズは確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
77	A201800400 平成30年10月1日(静岡県) 平成30年10月12日	パワーコン ディショナ(太 陽光発電シス テム用)	VBPC255A5 (パナソニッ ク株式会社 ブランド)	三洋電機株 式会社(パナ ソニック株 式会社ブラン ド)	(火災) 工場で当該製品内部を焼損 する火災が発生した。	○当該製品は、海岸から約800m離れた工場に設置され、作業中はシャッター及び窓が開け られていた。 ○当該製品は、上面にほこりが付着していた。 ○内部のメイン基板は、太陽電池モジュール入力側のノイズフィルター回路部分が焼損し、 両極の銅箔パターン間が焼失して穴が空き、銅箔パターンが僅かに溶融していた。 ○両極間を直列に接続しているフィルムコンデンサーが焼失し、フィルムコンデンサー同士を つなげる中継用銅箔パターン部が焼失していた。 ○メイン基板から外れた電解コンデンサーは、脚の片側が外れて基板に残存し、残存した脚 及び周辺の銅箔パターンに溶融が認められた。 ○電源基板、制御基板、接続端子台及びリアクターに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、メイン基板でトラッキング現象が発生して出火したものと推定されるが、焼損 が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に は至らなかった。	
78	A201800444 平成30年7月13日(石川県) 平成30年11月2日	LEDランプ (直管形)	A5-P	ルミーテック 株式会社	(火災) 事務所のトイレで当該製品及 び周辺を焼損する火災が発 生した。	○当該製品は他社製インバーター式照明器具に取り付けて使用されていた。 ○事故発生当時、照明器具の電源スイッチの入切は不明であった。 ○事故発生後、当該製品及び照明器具が廃棄されたため、詳細な確認はできなかった。 ○照明器具に当該製品を取り付ける際、安定器のバイパス工事を行う必要があるが、安定 器のバイパス工事が行われていなかった。 ○当該製品が取り付けられていた照明器具に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品を照明器具に取り付ける際に必要な安定器のバイパス工事が行われていなか ったため、出火に至ったものと推定されるが、当該製品の詳細が確認できなかったこと から、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
79	A201800450 平成30年10月6日(静岡県) 平成30年11月6日	発電機(携帯 型)	YGW150SS- 3	ヤンマーエ ネルギーシ ステム株 式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品を焼損する火災が発生し た。	○当該製品は、内部の鉛バッテリー、ゴム製燃料ホース及びエアフィルター周辺が焼損して いた。 ○燃料コックからキャブレターまでのゴム製燃料ホースが焼失していた。 ○バッテリーは一部焼損し、接続端子に溶融が認められた。 ○使用者は、当該製品のバッテリーを2~3か月前に交換したが、バッテリーの接続端子形状 が違ったため、電源配線をテープで固定していた。 ●当該製品は、ゴム製燃料ホース付近からガソリンが漏れ、さらに鉛バッテリー接続端子部 の接触不良による火花が発生したため、気化したガソリンに引火して出火したものと考 えられるが、ゴム製燃料ホースが焼失して確認できないことから、製品起因か否かを含 め、事故原因の特定には至らなかった。	
80	A201800457 平成30年9月23日(静岡県) 平成30年11月8日	リチウム電池 内蔵充電器	RP-PB048	株式会社ニ アバイダイ レクトジャ パン(現 株 式会社 SUNVALLEY JAPAN)	(火災) 当該製品を充電中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品は樹脂製外郭ケースが焼損し、内部の制御基板及びリチウムイオン電池セルが 露出していた。 ○制御基板は焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ○電池セル3個の焼損は著しく、内部電極も焼損していた。 ○当該製品の充電に使用していたACアダプターに異常は認められなかった。 ●当該製品は、内部のリチウムイオン電池セルが内部短絡したため、異常発熱して出火し たものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、事故発生以前の詳細な使用状況が不明 のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	